



代表 はまうら佳子

〒582-0026
柏原市旭ヶ丘2丁目4番25号
電話 072-977-5502
FAX 072-977-8782

ムダな裁判に貴重な税金が!

悪口の応酬で訴えられるか!?岡本市長!! 負けて慰謝料!?それは市民の貴重な税金だ!!

現在、柏原市では9件の民事訴訟が起きている。今年は約1000万円の予算(顧問料168万円を含む)だが、訴訟のいくつかは、岡本市長の独裁的な対応から起きているかと考えられる。その一つが「看板事件」だ。こんなことで貴重な税金が裁判費用に消えていくのか!!

看板に「岡本市長独裁者」これに怒ってしかえしか!?

「看板事件」のいきさつはこうだ。柏原市が柏原水道指定工事店協同組合(以下組合)に使用を許可した土地の返還を求めたところ、組合がこれを拒否したことから始まった。平成19年2月7日、玉手浄水場敷地内の土地の一部(以下敷地)に看板が建てられた。「立ち退き反対 岡本市長独裁者 柏原水道指定工事店協同組合(以下組合)組

合員一同」という内容のものだ。この看板4枚のうち3枚を2月中旬に柏原市の職員が撤去した。その上、柏原市は、「敷地内を不法占拠した組合こそ、こね得している」という看板を、組合員の実名を列記して、掲げたのである。この「不法占拠」に関して、「こね得」の看板が立てられた時点では、事実ではない。明け渡しは2

月末であったので、2週間ほどの期間が残っていたのである。市民を「悪徳業者」にでっち上げ! 裁判に負けて払う慰謝料は税金なのだ

さらに「広報かしわら平成19年8月号」では、原告組合員らが「玉手浄水場施設整備事業に反対する悪徳業者」であるように書き立てた。続いて9月号にも組合が、市の玉手山浄水場の施設整備事業を阻止しようと、官庁に直接働きかけたという記事を掲載した。これも全くそのような事実はない。広報は市民7万3000人届けられる、柏原市最大のマスコミといっても過言ではない。根も葉もない事実を広報紙に載せられ、組合員の子どもが、学校でいじめにあ



「実るほど、頭を垂れる稲穂かな」
学識や徳行が深い人ほど、人に対して謙虚なこと



本当に実力のある人はね、腰が低いものなのよ。それで、自分に自信があるから、小さなことに目くらまされたりしないものなの、どこかの市長さん、聞いてる?ちゃんと大人になろうね!(失礼)

った。これはまさに言葉の暴力である。そして、この7月にこの争いに決着がついた。柏原市は、原告組合員の一人に20万円の慰謝料を払えという判決であった。この20万円は市が払う。それはまさに市民の税金なのである。財政難といえながら、市長のケンカに消えてしまふのだ。

市長の応酬は、「おまえのかあさん、でべろそ!」に本気で怒る子どももそのものである。ああ、恥ずかしい。市長、今何歳ですか?と尋ねたい。もちろん、起こさねばならない訴訟もあるし、戦わなければならぬ案件もある。しかし、今回は、まさにムダ金である。

「イノシシには一切触れない」広報かしわら 他人の中傷誹謗はたごぶり!?
市長は自分の意に反する意見、批判する者には広報誌を使い、市長という絶大なる権力を使つて徹底的に攻撃し、相手を潰している。水道業者、ゴミ清掃業などを。市の職員では

ない、指示は市長であるという噂を聞いている。しかし、自分の不利なことは一切触れない。あの市民が大反対したイノシシ食肉加工場がそれだ。あんなに大事なことに、広報はいつたいたうなつたのだから。また、市役所駐車場の「地域交流拠点」の建設もナゾのままで、市民には何も知らされない。前市長のことを「箱モノを造つた」と吹聴しているが同じである。小さな箱モノを多く造っているのだ。広報は、市民のためのもの。事実をしつかり掲載してほしい。